

<h1>静岡市報</h1>	No. 43
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市立地適正化計画の変更に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

教育委員会規則

- 静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・ 13

告 示

- 地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者を指定した告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市議会議員、静岡市長、静岡市井川財産区議会議員及び静岡市両河内財産区議会議員の選挙の投票用紙の様式を定めた告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

規 則

静岡市規則第72号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年10月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（小切手の支払地）

第28条 政令第156条第1項第1号の規定により市長が定める区域は、全国の区域とする。

第63条第1項中「、市長が」を「市長が」に、「静岡手形交換所に加入している」を「手形交換所において取引できる」に改める。

第88条中「、競輪の事故補填金及び開催地において即時現金の支払を必要とする」を「次の各号に掲げる」に、「、当該競輪の投票券の発売代金」を「当該各号に定める現金」に改め、同条に次の2号を加える。

（1）競輪の事故補填金及び開催地において即時現金の支払を必要とする経費 当該競輪の投票券の発売代金

（2）指定納付受託者の手数料 当該指定納付受託者が納付の委託を受けた収入金

第104条第2項第1号中「収納金及び」を削り、同項第3号中「前2号」を「第2号又は前号」に改め、「収入内訳書（様式第31号）」を「第1号又は第3号の規定により送付を受けた収入済証拠書類送付書」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4）前号の公金総括代理店及び公金収納総括店は、収入済証拠書類を送付した後、会計管理者が別に定める日までに当該収入済証拠書類に係る収納金を公金総括店に送付しなければならない。

第104条第2項第2号中「収納金及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）前号の公金収納店は、収入済証拠書類を送付した後、会計管理者が別に定める日までに当該収入済証拠書類に係る収納金を公金総括店、公金総括代理店又は公金収納総括店に送付しなければならない。

様式第29号から様式第31号までを次のように改める。

様式第29号から様式第31号まで 削除

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第28条及び第63条第1項の改正規定は、同月4日から施行する。

静岡市規則第73号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年11月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中「静岡手形交換所に加入している」を「手形交換所において取引できる」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

静岡市規則第74号

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年11月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（小切手の支払等）

第21条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第

1項第1号の規定により市長が定める区域は、全国の区域とする。

2 市長又は公金取扱金融機関は、政令第21条の3第3項の規定による通知をしたときは、速やかに当該証券を返戻し、交付した領収証書を徴さなければならない。

第35条中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

別表第2備考中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

静岡市規則第75号

静岡市立地適正化計画の変更に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年11月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立地適正化計画の変更に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「計画」という。）の変更に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立地適正化計画変更アドバイザー会議とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の変更について調査審議すること。
- (2) 計画の変更に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、公共交通、医療及び保健、福祉及び子育て、商業及び文化、農業並びに不動産及び建築に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会及び自治会を代表する者
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年1月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 会長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年1月31日限り、その効力を失う。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第15号

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年11月10日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市特別支援教育推進計画策定委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市特別支援教育推進計画の策定について調査審議すること。
- (2) 静岡市特別支援教育推進計画の策定に関し、静岡市教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 特別支援教育に関し優れた識見を有する者
- (2) 特別支援教育に係る学校の職員
- (3) 障害者支援関係団体を代表する者
- (4) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (5) 市民

3 教育長は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年10月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年11月2日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

（小切手の支払等）

第42条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第1項第1号の規定により管理者が定める区域は、全国の区域とする。

2 管理者又は公金取扱金融機関は、政令第21条の3第3項の規定による通知をしたときは、速やかに当該証券を返戻し、交付した領収証書を徴さなければならない。

第58条中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）」を「政令」に、「静岡手形交換所に加入している」を「手形交換所において取引できる」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

静岡市告示第676号

地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者を指定した告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

楽天グループ株式会社	東京都目世田谷区玉川一丁目14番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
------------	--------------------	----------	-------------------------

を

」

「

楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	令和4年8月4日	インターネットを利用して納付する企業版ふるさと寄附金
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目8番27号	令和4年8月10日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立登呂博物館図録等売払収入
インタセクト・コミュニケーション	東京都千代田区神田小川町三丁目1番地	令和4年8月10日	キャッシュレス決済サービスを利用

に

ズ株式会社		して納付する静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立登呂博物館図録等売払収入
-------	--	--------------------------------------

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第699号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示
(平成19年静岡市告示第206号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「
[] KDD I 株式会社代表取締役社長 を
」
「
[] KDD I 株式会社代表取締役社長
[] 楽天銀行株式会社代表取締役社長 に
」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第700号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市立芹沢銈介美術館図録等売払収入 の徴収事務	株式会社TEKURA代表取締役
-----------------------------	-----------------

を

」

「

静岡市立芹沢銈介美術館図録等売払収入 の徴収事務	株式会社TEKURA代表取締役
静岡市歴史博物館の観覧料、特別観覧料及 び講座室使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理 事長

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定に基づき、静岡市議会議員、静岡市長、静岡市井川財産区議会議員及び静岡市両河内財産区議会議員の選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年11月7日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 静岡市議会議員、静岡市長、静岡市井川財産区議会議員及び静岡市両河内財産区議会議員の選挙の投票用紙の様式を定めた告示（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第9号）は、廃止する。